



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年11月15日金曜日 第561号

◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の採用試験..... (行政経営課) ... 809
 一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可..... (市町振興課) ... 809
 解除予定保安林にする旨の通知(3件)..... (森林整備課) ... 809
 保安林の指定..... (") ... 810
 収用及び使用の手続の開始..... (用地課) ... 810
 医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 810
 指定医師の所在地の変更..... (") ... 811
 指定医師の辞退の届出..... (") ... 811

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 811
 政治団体の設立の届出..... (") ... 812
 政治団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 812
 資金管理団体でなくなった旨の届出..... (") ... 812

告 示

○愛媛県告示第1005号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和6年11月15日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和6年12月1日(日)0時から 令和6年12月3日(火)24時の間 で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和6年12月8日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1006号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

令和6年11月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更事項

(1) 事務の変更事項

森林環境税の滞納処分等を追加

(2) 規約の変更事項

上記の事務の変更事項に係る規定の変更

2 変更年月日

(1) 事務の変更年月日

令和6年11月5日

(2) 規約の変更年月日

令和6年11月5日

3 変更許可年月日

令和6年11月5日

○愛媛県告示第1007号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年11月15日

愛媛県知事 中村時広

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

四国中央市新宮町馬立5069(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
四国中央市新宮町馬立5069(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1008号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
四国中央市新宮町馬立5069(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所
四国中央市新宮町馬立5069(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1009号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町柳井川字永野3327の2、3331の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
再生可能エネルギー発電用施設用地とするため

○愛媛県告示第1010号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、

○愛媛県告示第1012号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和6年11月15日

愛媛県知事 中村時広

次のように保安林の指定をする。

令和6年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
西条市丹原町寺尾乙35の2、乙78の1、乙79、乙80の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
丹原町寺尾乙35の2・乙78の1・乙79・乙80の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1011号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の3の規定により、次のとおり収用及び使用の開始を告示する。

令和6年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道196号改築工事(今治小松自動車道「今治道路」)並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
愛媛県今治市五十嵐字中新田、字五十嵐鼻、字上ノ山、字山本、字藪下及び字大株並びに玉川町八幡字日坂地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
愛媛県今治市五十嵐字中新田、字五十嵐鼻、字上ノ山、字山本、字藪下及び字大株地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
愛媛県今治市役所

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、呼吸器機能障害	内科	公立学校共済組合四国中央病院	矢葺洋平	四国中央市川之江町2233番地	令和6年11月1日

肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	内科	有津むらかみクリニック	村上 慎一郎	今治市伯方町有津甲2331番地	令和6年11月1日
-------------------------------------	----	-------------	--------	-----------------	-----------

○愛媛県告示第1013号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和6年11月15日

愛媛県知事 中村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
福本 健	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	医療法人住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	令和6年9月30日

○愛媛県告示第1014号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和6年11月15日

愛媛県知事 中村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢体不自由、呼吸器機能障害	内科	公立学校共済組合四国中央病院	米田 浩人	四国中央市川之江町2233番地	令和6年10月3日
肢体不自由、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	山田 隆明	西条市朔日市269番地1	令和6年10月4日
言語・音声・平衡・そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科	市立宇和島病院	高瀬 慎也	宇和島市御殿町1番1号	令和6年10月7日
視覚障害	眼科	市立宇和島病院	鳥飼 泰彦	宇和島市御殿町1番1号	令和6年10月7日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和6年11月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好 賢治

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,107,209
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,145
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 238,402

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予 郡	42,534	14,178
南宇和 郡	16,881	5,627

松山市・上浮穴郡	427,223	137,871
今治市・越智郡	130,796	43,599
宇和島市・北宇和郡	70,126	23,376
八幡浜市・西宇和郡	33,502	11,168
新居浜市	95,253	31,751
西条市	87,174	29,058
大洲市・喜多郡	46,750	15,584
伊予市	30,028	10,010
四国中央市	69,476	23,159
西予市	29,637	9,879
東温市	27,829	9,277

○愛媛県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和6年11月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
大平まさし後援会	大平弘子	大平真里子	伊予郡砥部町拾町353番地3	令和6年10月1日
浜田和保後援会	濱田和保	濱田和保	越智郡上島町生名629	令和6年10月4日

○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和6年11月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
柳原まさひこと明日の西条を変える会	柳原政彦	政治団体の名称	柳原まさひこと明日の西条を変える会	柳原まさひこと明日の西条を考える会	令和6年9月30日
おのうえ正久後援会	河内絨一	主たる事務所の所在地	喜多郡内子町内子1934番地	喜多郡内子町内子2544番地	令和6年10月5日

○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和6年11月15日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
中野泰誠	中野たいせい後援会	令和5年1月20日